

沖縄県北部医療組合特別職の職員の報酬及び旅費等に関する条例

令和5年4月1日条例第9号

沖縄県北部医療組合特別職の職員の報酬及び旅費等に関する条例をここに公布する。

沖縄県北部医療組合特別職の職員の報酬及び旅費等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(月額報酬)

第3条 報酬の額が月額で定められている特別職の職員には、その職についた日から報酬を支給し、その職を離れた日まで報酬を支給する。

2 前項に規定する特別職の職員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

3 第1項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 前3項の規定により報酬を支給する場合であって、1月に1日も職務に従事しないときは、その月の報酬は、支給しない。

5 第1項から第3項までに規定する報酬の支給日は、毎月21日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

6 報酬の額が日額で定められている特別職の職員には、日額の報酬の額に、月の初日から末日までの間において勤務した日数を乗じて得た額の報酬を支給する。

7 前項に規定する報酬の支給日は、その月の翌月の10日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。ただし、任命権者が必要と認める場合は、勤務1日ごとに計算した額をその都度支給することができる。

(調整措置)

第4条 他の地方公共団体の長、又は常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合には、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。

(旅費)

第5条 管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）の旅費の額は、沖縄県北部医療組合職員等の旅費に関する条例（令和5年沖縄県北部医療組合条例第8号）の規定の適用を受ける職員の例により算定する。

2 任命権者は、管理者等が前項の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者と協議して定める旅費を支給することができる。

(費用弁償)

第6条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表のとおりとする。ただし、県の常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合において支給する費用弁償の額は、その者が県の常勤の職員として受けるべき旅費の額に相当する額とする。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第6条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
法律若しくはこれに基づく政令又は条例により設置された附属機関の委員その他の構成員	勤務1日につき18,000円を超えない範囲内で規則で定める額とする。ただし、日額により難いと認めるときは、月額で定めることができる。	規則で定める額
その他の特別職の職員	規則で定める額	